

【介護報酬編】 介護サービス事業者自己点検表（兼事前提出資料） 居宅介護支援費（R 6. 4 月改定版）

事業所名:

※過去1年程度（改正があった場合は、その施行日又は適用日まで）を振り返って、算定した加算・減算の要件を満たしているか点検してください。
※点検結果の□にチェックを記入するか、又は塗りつぶして(■)ください。
※実地指導の事前書類として提出する場合、算定していない加算については削除していただいてもかまいません。

点検項目	点検事項	点検結果	備考
運営基準減算 ※①～⑩のいずれかに	①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、利用者又はその家族に対して、あらかじめ説明を行う	☐ 実施	
	②居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う	☐ 実施	
	③居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族への面接の実施	☐ 実施	
	④居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、サービス担当者会議の開催等	☐ 開催している	
	⑤居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	☐ 交付している	
	⑥居宅サービス計画を新規に作成した場合のサービス担当者会議等の開催	☐ 開催している	
	⑦要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催	☐ 開催している	
	⑧要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催	☐ 開催している	
	⑨モニタリングを次のいずれかの方法で実施している	☐ 実施 (1)(2)のいずれかにチェックが付いていること	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
	(1) 1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施（特段の事情がない限り）	☐ 実施	
	(2) 2月に1回、利用者の居宅を訪問し、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用して行っている。 この場合、次のことも行っていないなければならない。 a テレビ電話装置を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている。 b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 （i）利用者の心身の状態が安定している。 （ii）利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 （iii）介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。	☐ 実施	
	⑩モニタリングの結果の記録	☐ 毎月記載	
	運営基準減算が2月以上継続していない	☐ 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施又は担当者の配置のいずれかの措置を講じていない場合	☐ 講じている →減算なし	
		☐ 講じていない →減算対象	
業務継続計画未策定減算	自然災害に関する業務継続計画又は感染症に関する業務継続計画のいずれか又は両方策定していない場合	☐ 策定している →減算なし	
		☐ 策定していない →減算対象	
特別地域居宅介護支援加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
特定事業所集中減算	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存		
	①判定期間における居宅サービス計画の総数	☐ 作成及び保存	
	②訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数	☐ 作成及び保存	
	③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	☐ 作成及び保存	
	④算定方法で計算した割合	☐ 作成及び保存	
	⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	☐ 作成及び保存	
	判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合	☐ 80/100以上	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成	☐ 該当	
	要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	☐ 該当	
	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	☐ 該当	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院した日のうち（※）の情報提供 ※入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。	☐ あり	
	同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定	☐ なし	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	☐ 算定されていない	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院した日の翌日又は翌々日（※）の情報提供 ※（Ⅰ）に規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。	☐ あり	
	同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定	☐ なし	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	☐ 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐ 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐ 算定されていない	
	初回加算	☐ 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐ 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐ 算定されていない	
	初回加算	☐ 算定されていない	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
退院・退所加算（Ⅱ）イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐ 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐ 算定されていない	
	初回加算	☐ 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐ 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐ 算定されていない	
	初回加算	☐ 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅲ）	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐ 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐ 算定されていない	
	初回加算	☐ 算定されていない	
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席	☐ あり	
	医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受ける	☐ あり	
	居宅サービス計画に記録	☐ あり	
	同月に通院時情報連携の算定	☐ 算定されていない	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	☐ 実施	
	月の算定回数	☐ 2回以下	
	カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制	☐ あり	
	利用者又は家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日14日以内に居宅を訪問	☐ 2日以上	
	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握している。	☐ 実施	
	ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意した時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必要な記録	☐ あり	
	上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者への提供	☐ あり	
	他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	☐ なし	
特定事業所加算（Ⅰ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上 ※ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐ 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 3名以上 ※ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の業務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。	☐ 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	☐ 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐ 確保	
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合	☐ 4割以上	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐ 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐ 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	☐ 参加	
	特定事業所集中減算	☐ 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	☐ 45名未満 ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	☐ 確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	☐ 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（インフォーマルサービス）が包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	☐ 作成	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
特定事業所加算（Ⅱ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1 名以上 ※ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐ 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 3 名以上 ※ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の業務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。	☐ 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	☐ 開催	
	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐ 確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐ 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐ 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	☐ 参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	☐ 未適用	
	介護支援専門員 1 人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	☐ 45名未満 ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	☐ 確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	☐ 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	☐ 作成	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
特定事業所加算（Ⅲ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1 名以上 ※ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐ 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 2 名以上 ※ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の業務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。	☐ 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	☐ 開催	
	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐ 確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐ 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐ 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	☐ 参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	☐ 未適用	
	介護支援専門員 1 人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	☐ 45名未満 ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	☐ 確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	☐ 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	☐ 作成	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
特定事業所加算(A)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	☐ 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 1名以上 ※ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の業務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。	☐ 配置	
	専従の介護支援専門員が常勤換算方法で1以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。ただし、連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該連携先の居宅介護支援事業所に限る。	☐ 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	☐ 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐ 確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施） ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐ 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐ 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	☐ 参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	☐ 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	45名未満 ☐ ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐ 確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐ 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが、包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	☐ 作成	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
特定事業所医療介護連携 加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算 の算定に係る病院等との連携の回数の合計	☐ 35回以上	
	前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケア マネジメント加算の算定数	☐ 15回以上	
	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の算定	☐ あり	